

奈良県広域水道企業団暴力団排除条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第17号

奈良県広域水道企業団暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関する基本理念を定め、奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 事業者 企業団が締結する契約の相手方（請負契約及び委託契約においては、当該契約の履行に伴い締結される下請契約及び再委託契約の当事者並びに当該当事者のいずれかと資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者を含む。）をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより企業団の事務若しくは事業又は事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 関係団体 法第32条の3第1項の規定により奈良県公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除を目的とする団体をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が企業団の事務若しくは事業又は事業者の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、企業団、他の地方公共団体、事業者、関係団体及び住民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(企業団の責務)

第4条 企業団は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にの

つとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 企業団は、前項の施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体、事業者、関係団体及び住民と相互に連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、企業団が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

2 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、企業団に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(企業団の事務及び事業における措置)

第6条 企業団は、公共工事その他の企業団の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関への照会等)

第7条 企業団は、この条例の規定に基づく事務その他の暴力団の排除に関する事務に必要な限度において、警察その他の関係機関に対し、照会し、若しくは情報を提供し、又は警察その他の関係機関から情報を収集することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。